

第1章 計画の基本的事項

1 中間見直しの趣旨

長岡市は平成8年に、まちをやわらかく包み込む豊かな自然環境の下で人を育て、特有の文化を育み、産業を興してきた環境を守り、育て、引き継いでいく環境基本条例を制定しました。条例では、自然との良好な関係を保ちながら、環境に配慮した日常生活や事業活動を営むため、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を実現し、将来の世代に引き継いでいくこととしております。

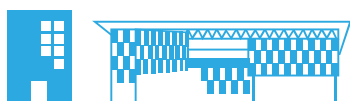
環境基本計画は、同条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定しているものです。平成30年度からの第4次計画が5年経過し、この間、台風の大型化や記録的豪雨の頻発等、地球温暖化による気候変動が要因と考えられているさまざまな影響が顕在化したこと、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー政策の基本方針を示す必要があることなどから、中間見直しを行いました。

○見直しの視点

社会情勢や計画の進捗状況、市民・事業者へのアンケート調査、環境審議会での議論を踏まえ、市民の生活実感に根差した環境問題、脱炭素社会への移行、気候変動と生物多様性、ごみの減量とリサイクル、長岡ならではの地域資源の循環の視点で見直しました。

○見直しの内容

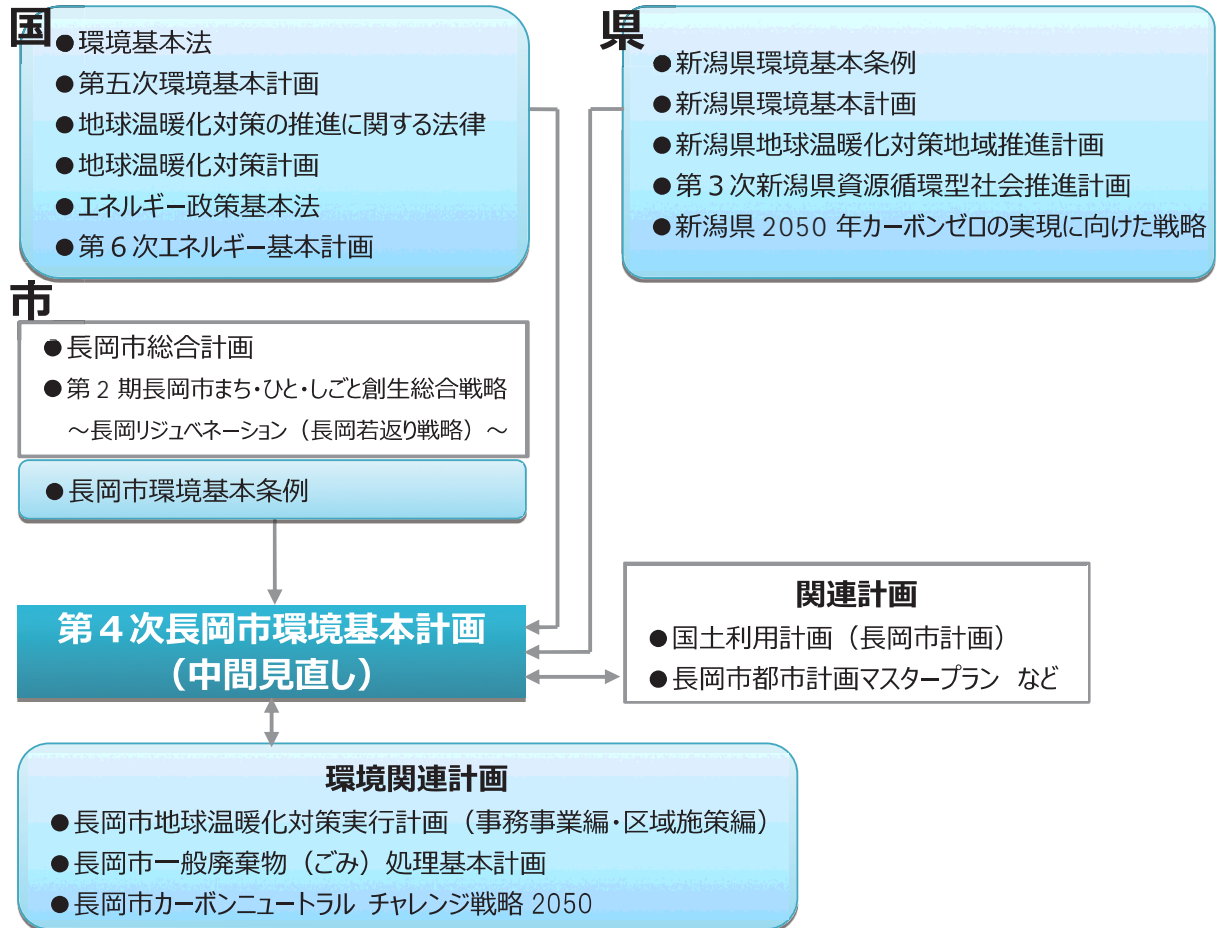
- ・望ましい環境像として【低炭素・資源循環型のまち】を【脱炭素・資源循環型のまち】に変更し、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの利用等地球温暖化対策の施策を拡充します。
- ・ごみの減量やリサイクルを推進するため、3R（発生抑制、再使用、再資源化）を推進するほか、Renewable（再生可能資源への代替）の視点を追加します。
- ・生物多様性の保全に関する講座等を実施し、さらなる意識の醸成を図ります。
- ・ごみの不法投棄の防止に関して、マイクロプラスチック問題の視点を追加します。
- ・放置等される土地や空き家の適切な管理と環境保全のさらなる促進を図ります。
- ・持続可能な社会の実現に向けた環境教育を実施し、さらなる意識の醸成を図ります。
- ・長岡ならではの特徴である市民協働で取り組む生ごみの分別回収と資源活用、産学官連携により取り組むバイオコミュニティ、長岡産の天然ガスを活用したエネルギーの地産地消などをさらに進めていきます。



2 計画の位置づけ

「長岡市環境基本条例」の基本理念の実現に向け、国・県の環境基本計画や「長岡市総合計画」等を踏まえ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために定めるものです。

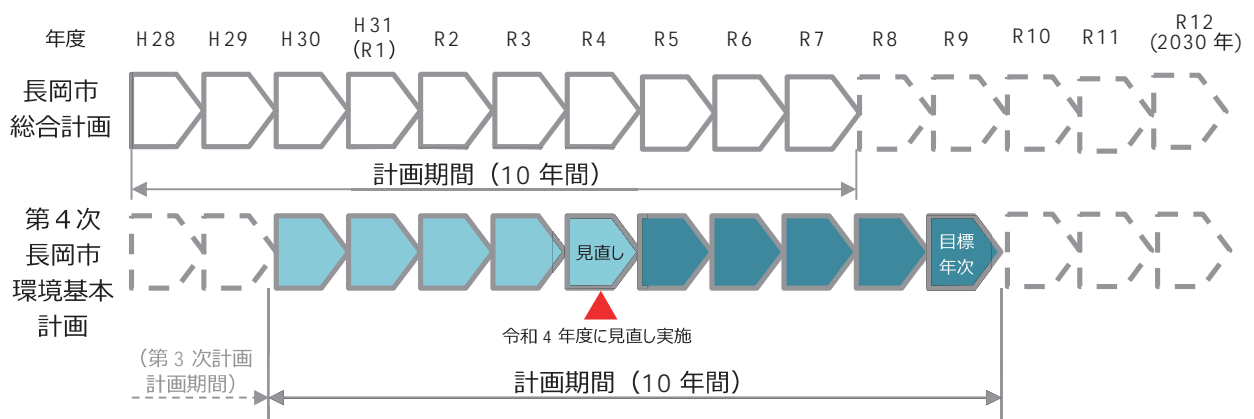
また、市民、事業者、NPO等、そして市が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。



3 計画の期間

本計画の対象期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間とします。

また、その間の社会情勢の変化に応じて柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検を毎年行うとともに、中間年度である令和4年度に計画の見直しを行いました。



4 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

第1章 計画の基本的事項

- | | | |
|------------|-----------|---------|
| 1 中間見直しの趣旨 | 2 計画の位置づけ | 3 計画の期間 |
| 4 計画の構成 | 5 計画の対象 | |

第2章 環境の現状と課題

第1節 環境を取り巻く状況

- 1 世界及び日本国内の動向
- 2 本市の自然的・社会的基礎条件

第2節 本市における環境の現状と課題

- | | | |
|--------|---------------------|--------|
| 1 地球環境 | 2 自然環境 | 3 生活環境 |
| 4 快適環境 | 5 市民、事業者、NPO等の参画・協働 | |

第3章 計画の理念と施策の体系

- | | | |
|--------|-----------|---------|
| 1 基本理念 | 2 望ましい環境像 | 3 施策の体系 |
|--------|-----------|---------|

第4章 望ましい環境像の実現に向けた取組

第1節 施策の基本的考え方及び環境配慮指針

第2節 基本理念の実現に向けた施策

- I 脱炭素・資源循環型のまち
- II 人と自然が共生するまち
- III 環境汚染のない安全なまち
- IV 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち
- V 協働で良好な環境を未来につなぐ人づくり

第5章 計画の推進

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 計画の推進体制 | 2 計画の進行管理 |
|-----------|-----------|

5 計画の対象

本計画における主体は市民、事業者、NPO等、市を対象としています。

